

犯罪被害者の被害回復のための休暇



事務局長

木村 弘子 さん(左)

代表理事

堀河 昌子 さん(右)

団体プロフィール

- 事業内容: 大阪府公安委員会指定
犯罪被害者等早期援助団体
- 支援活動員: 36名(うち犯罪被害相談員14名)
(2014年9月現在)
- URL: <http://www.ovsac.jp/>

企業の理解を深めることが 被害回復の助けになる

犯罪被害者の方々に 休暇制度が必要な理由は

- ① 被害によって生じる心身の不調から
通勤・勤務が困難となるため
- ② 警察の事情聴取や裁判などの刑事手続きのため
- ③ 落ち着いた環境で今後の生活を
考える必要があるため 等

犯罪被害者の現状を知ってほしい

殺人や暴行傷害、性被害、放火、脅迫、窃盗、悪質な交通事故。ある日、突然、このような犯罪被害にあうということは、誰にでも起こりうることです。

犯罪被害にあうと、金銭や大切な物を盗まれる、ケガを負う、命を絶たれるといった一次被害だけでなく、これまでに経験したことのない様々な問題に直面します。警察の事情聴取、マスコミの報道、友人や近隣、職場の人たちの発言などで、さらに傷つけられてしまうことも。これを二次被害といいます。しかも、一次被害、二次被害を受ける中で、人が信じられなくなる、家庭崩壊、失職、自暴自棄に陥る、再び被害を受けるのではないかと不安や恐怖などが起こることもあります。被害者は身体的苦痛だけでなく、精神的にも経済的にも非常に厳しい、過酷な状況に追い込まれてしまうのです。

犯罪被害者の抱える様々な問題

【心身の不調】

- ・感情や感覚のマヒ
- ・恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・事件に関することが頭の中によみがえる
- ・不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

【生活上の問題】

- ・自宅が事件現場、再被害が怖いなどからの転居
- ・就業困難で、収入が途絶
- ・医療費、弁護士費用等の多額の出費
- ・家族内のいさかい

【周囲の人の言動による傷つき】

- ・周囲の人からの興味本位な質問
- ・民事裁判を起こすと「お金が欲しいだけ」と見られる
- ・心情に沿わない安易な励ましや慰め
- ・相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足

【加害者からのさらなる被害】

- ・報復されるのではないかと不安
- ・謝罪をしないなど、加害者の不誠実な対応
- ・裁判における加害者側の責任逃れや事実と異なる主張

【捜査・裁判に伴う様々な負担】

- ・事件について何度も説明
- ・事件に関する情報提供が不十分と感じる
- ・慣れない法廷への出廷
- ・民事裁判に費やす時間や費用
- ・損害賠償金が支払われない

2008年以降、早期の直接的支援が可能に

犯罪被害者が直面する問題は、到底、一人で解決できるものではありません。被害直後の被害者は混乱し、自ら支援を求めることが難しい状況です。当センターは1996年から支援活動を行っていますが、2008年9月に大阪府公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。これにより、事件・事故を取り扱った警察から、被害者の同意を得た上で、“事件直後に”当センターに連絡いただけるようになり、早期の付き添いなどの直接的支援が可能になりました。

警察の事情聴取や病院への付き添い、幼いお子さんがいる場合には保育支援も行います。最も多いのは裁判支援で、被害者が公判を傍聴したり、証人出廷する際の付き添いや、関係機関との連絡、調整の支援も行います。たとえば、2000年に「被害者保護関連二法」が施行されたことにより、傍聴席に被害者優先席が設置されたのですが、申告制のため、被害者が検事に希望を伝え、検事が裁判所に申立てをし、裁判所が認めるという段取りが必要です。また、弁護士との打ち合わせや、公判後、検事から説明を受ける際に必要となる控え室も用意しなければならない等があります。こうした段取りが必要なことをわかりやすく説明し、口添えをする等しながら手続きの手助けをしています。

最低限、刑事手続きのための休暇は必要

2004年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、「犯罪被害者等基本計画」が策定されたことにより、各関係機関の犯罪被害者支援の取り組みが進み、検察庁においては、被害者やご家族、その他関係者に対し、希望により公判期日や裁判の結果等を通知する「被害者等通知制度」を設けています。“真実を知りたい”という思いから、被害者やそのご家族は何日も裁判の傍聴に行くことになります。裁判員裁判になると朝から夕方まで、1週間裁

判が続くということもあります。そのための休暇を取りやすい環境が、最低限必要です。

被害回復のための休暇も考慮して

被害の状況、被害者の心理状態は、犯罪の種類や発生の仕方によって、個々に異なります。直接の被害者であるか、被害者のご家族、友人、恋人であるかによっても被害の捉え方が違ってきます。そして、忘れてはならないのが、被害からの回復には個人差があるということ。回復を急がせないで見守ってあげる環境が職場にあれば、被害者は精神的な安定を取り戻すことができるのです。

また、当センターは2001年の大阪で起きた大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件の際、大阪府警に協力を申し出て、メンタルサポートチームの一員として活動。その際、当事者のご遺族の方だけでなく、周りの子どもたちも非常にショックを受け、精神的に不安定になっている様子を目にしました。その状況でご両親がいつも通り仕事に行かなければならないのは辛いところです。当時者のみならず、周囲にまで休暇の対象を広げることは難しいかと思いますが、1日でもお子さんがご両親と安心して過ごせる時間があればと思います。

社内での理解を深めることが第一歩

たとえば、新入社員のための人権に関する研修の中で1コマでも犯罪被害に関する内容を取り入れていただく。もしくは、人事・労務管理の部署において、犯罪被害相談員の養成を行い、相談しやすい窓口をつくる。まずは、そうした取り組みにおいて、犯罪被害に対する理解を社内でも深めていただくことを願います。それにより、被害を受けた社員の方が気兼ねなく休暇をとることができる環境が整っていくのではないかと思います。当センターではそのための広報啓発活動も積極的に行いたいと考えています。

犯罪被害者等の方々が、会社を辞めることなく、仕事を続けられるようにするため年次有給休暇だけでなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

そこで事業主の皆様へ提案です

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について検討してみませんか

この休暇の導入は、以下のような手順で行うことが考えられます。

- ①人事・労務管理の部署において、犯罪被害にあった社員の相談窓口をつくる
- ②各企業における特別な休暇制度(裁判員休暇、リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設
- ③社内広報、研修等において犯罪被害者となった社員への理解を深め、必要な休暇を取得できる旨を周知する